法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物に係る新築工事等の場合(新築・増築・修繕・模様替)

1　再資源化等に要する費用(直接工事費)　　円(税抜)

(注)運搬費を含む。

2　解体工事に要する費用(直接工事費)　　円(税抜)

(注)解体工事が伴う場合のみ記載する。
解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
仮設費及び運搬費は含まない。

3　分別解体等の方法

	工　　程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他(　　)	その他の工事 □有　　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4　再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地